

原子力安全規制体制の変遷

我が国の原子力安全規制体制の変遷について、次の4期に分けて略説する。
(別表参照)

1. 第一期：1955年～1978年

我が国においても本格的に原子力開発利用を推進するため、1955年12月に原子力基本法が制定された。これを受けて、翌56年1月には原子力委員会が設置され、さらに同年5月にはその事務局を務める科学技術庁が設置された。1957年5月には原子炉等規制法が成立し、現行の安全規制体系の原型となる法制度が整備された。そして、1957年8月には我が国初の研究用原子炉（JRR-1）が臨界を達成し、1965年11月に（株）日本原子力発電東海発電所が発電に成功するなど、原子力開発利用が急速に進展していった。

2. 第二期：1978年～1999年

原子力発電をはじめとする産業利用や研究開発が拡大する一方、原子力発電所における各種の故障や1974年9月の原子力船「むつ」の放射線漏れ事故などにより、原子力行政全般に対する国民の不信感が急速に高まった。このような状況を受けて、1975年2月から翌76年7月にかけて、原子力行政懇談会において原子力行政体制の改革に関する審議が行われた。その結果とりまとめられた意見においては、以下の方針が示された。

- ・原子力委員会については、安全規制面に比して開発面にウェイトをかけすぎているとの不信が生じていることを踏まえ、原子力委員会から安全確保に係る機能を分離し、原子力安全委員会を設置。事業推進も担当する行政庁の安全規制に対して、国民の健康と安全を守るという観点から原子力安全委員会が統一的にチェック。
- ・行政庁の安全規制については、安全審査から運転管理に至る一連の規制行政に一貫性が欠けているとの批判を踏まえ、規制行政権限を分担し、事業所管大臣が規制と推進を一貫して担当。

この方針を受けて、1976年1月に科学技術庁に原子力安全局が設置され、体制が強化された。さらに、1978年6月に原子力基本法等の一部改正法案が成立し、上記の新しい規制制度が整えられるとともに、同年10月には原子力安全委員会が発足した。

3. 第三期：1999年～2001年

1995年12月に高速増殖原型炉「もんじゅ」の二次系ナトリウム漏洩事故、1997年3月に動燃アスファルト固化施設火災爆発事故、1999年9月に（株）JCO加工施設臨界事故と相次いで重大な原子力事故が発生した。特に、JCO臨界事故については、我が国で初めて原子力災害による犠牲者を出し、周辺住民の避難も行われた。

JCO臨界事故の原因究明と再発防止策の検討を行った事故調査委員会は、安全規制及び防災対策の見直しに関して、以下の提言を行った。

- ・安全規制については、原子力発電所関連分野を中心に進展した安全に関する取り組みが核燃料サイクル分野には十分に浸透していなかったことを踏まえ、原子炉と核燃料サイクルを全体的に俯瞰して安全行政を監視・指導する原子力安全委員会の事務局を抜本的に強化し、専門的助言集団を充実。
- ・原子力防災については、国の初動時の迅速な状況把握、事故対応及び住民防護対策、平常時の現地体制整備、事業者の防災体制整備などを実施。

この提言に基づき、1999年12月に国の緊急時対応体制の強化等を規定した原子力災害対策特別措置法が制定された。さらに2000年4月には、原子力安全委員会の事務局が科学技術庁から総理府に移管され、体制が強化された。

4. 第四期：2001年～現在

- (1) 1998年6月に成立した中央省庁等改革基本法において、「原子力のエネルギーとしての利用に係る安全の確保のための規制については、一次的には経済産業省が行い、二次的審査は、引き続き、原子力安全委員会が行うこと」と規定されるとともに、その後の新省設置法制定に際し、エネルギーに関する原子力政策は経済産業省所管、科学技術に関する原子力政策は文部科学省所管と整理された。これを受けて、2001年1月の新体制スタートに伴い、旧通産省資源エネルギー庁及び環境立地局、旧科技庁原子力安全局等の原子力安全規制（エネルギー利用関係）を担当する組織を統合する形で原子力安全・保安院が発足した。
- (2) 2002年8月に原子力発電所における自主点検記録不正問題が発覚し、その再発防止のための電気事業法及び原子炉等規制法の改正案が同年12月に成立した。同時期に行政改革の一環として準備が進められていた原子力安全基盤機構の設立を前倒しし、事業者による自主検査の実施に係る体制審査を行わせる等、上記の不正問題を踏まえた原子力安全規制の体制強化のための役割を担わせることとなった。

原子力安全規制体制の変遷

段階	主な出来事	行政体制
原子力委員会及び科学技術庁の設置 (1955年—78年)	1955年12月 原子力基本法、原子力委員会設置法等成立 1956年1月 総理府原子力局、原子力委員会(総理府の8条機関、委員長は国務大臣)発足 同年5月 科学技術庁設置(総理府外局。原子力局が移行。) 1957年5月 原子炉等規制法成立	【設置許可・事業指定】 ・原子力事業等の許認可は総理大臣(科技庁長官が補佐)が担当。 ・製錬は通産大臣と共同で事業指定。実用発電炉・船用炉に関しては、通産大臣、運輸大臣の同意が必要。 ・設置許可等に当たり、総理大臣による原子力委員会(委員長は科学技術庁長官)の必要的意見聴取。 【建設・運転段階(設計・工事方法の認可、使用前検査、定期検査など)の規制】 ・実用発電炉については通産大臣、船用炉については運輸大臣が担当(製錬は総理大臣と通産大臣が共同で担当)。 ・上記以外の施設等は総理大臣(科技庁長官)が担当。 【安全審査指針】 ・原子力委員会が策定。
原子力安全委員会によるダブルチェック 規制・推進の一貫化 防災体制の整備 (1978年—99年)	1974年9月 原子力船「むつ」放射線漏れ事故 1975年2月～翌年7月 原子力行政の再検討(原子力行政懇談会) 1976年1月 科学技術庁に原子力安全局設置 1978年6月 原子力基本法等の一部改正法案成立 1978年10月 原子力安全委員会(総理府の8条機関)発足 1979年3月 米国スリーマイルアイランド原発事故発生	【設置許可・事業指定】 ・実用発電炉は通産大臣、実用船用炉は運輸大臣が担当。製錬事業は総理大臣と通産大臣が共同で指定。 ・上記以外の施設(試験研究炉、研究開発段階炉、核燃料施設等)については総理大臣(科技庁長官)が担当。 ・設置許可等にあたり、担当大臣による原子力安全委員会の必要的意見聴取(ダブルチェック)。 【建設・運転段階の規制】 ・担当大臣は上記と同じ。 【安全審査指針】 ・原子力安全委員会が策定。 【原子力防災】 ・1979年7月に中央防災会議が事故対策本部の設置、安全委の緊急技術助言組織の助言を得ること、専門家の派遣等の方針を決定。

段階	主な出来事	行政体制
<p>安全委員会 機能強化</p> <p>緊急時における国の責任の明確化</p> <p>行政改革会議</p> <p>(1999年—2001年)</p>	<p>1995年12月 高速増殖原型炉もんじゅ二次系ナトリウム漏洩事故</p> <p>1997年3月 動燃アスファルト固化施設火災爆発事故</p> <p>1999年9月 JCO加工施設臨界事故</p> <p>同年12月 臨界事故調査委員会報告 原子力災害対策特別措置法(原災法)制定</p> <p>【中央省庁等改革関連】</p> <p>1997年12月 行政改革会議最終報告</p> <p>1998年6月 中央省庁等改革基本法成立</p> <p>1999年7月 内閣府設置法、経産省設置法等成立(原子力安全・保安院設置)</p>	<p>【設置許可・事業指定等安全規制体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制は前期(74—95年)と同じ。 ・2000年4月に原子力安全委員会の事務局機能を科技庁から総理府へ移管し、体制を強化。 <p>【原子力防災】</p> <p>原災法に基づき、防災体制を強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の緊急時対応体制の強化(総理大臣による緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部の設置、応急対策拠点施設(オフサイトセンター)の指定等) ・原子力事業者の責任の明確化(防災業務計画の作成、防災組織の設置、国及び関係自治体への通報等) ・国と地方自治体との連携強化(関係自治体の要請による国の職員派遣等)
<p>原子力安全・保安院発足とその支援体制強化</p> <p>安全委員会の機能強化</p> <p>(2001年—現在)</p>	<p>2001年1月 中央省庁改革による新体制スタート、原子力安全・保安院発足</p> <p>2002年8月 原子力発電所における自主点検記録不正問題発覚</p> <p>同年12月 上記不正の再発防止のための電気事業法及び原子炉等規制法の改正案が成立</p> <p>2003年10月 原子力安全基盤機構発足</p>	<p>【設置許可・事業指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電炉、発電用研究開発段階炉、核燃料施設等(製錬・加工・再処理・廃棄・貯蔵)は経産大臣、実用船用炉は国交大臣が担当。 ・試験研究炉、非発電用研究開発段階炉、核原料・核燃料使用施設は文科大臣が担当。 ・設置許可等にあたり、担当大臣による原子力安全委員会の必要的意見聴取(ダブルチェック)。 <p>【建設・運転段階の規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当大臣は上記と同じ。 ・2002年12月の原子炉等規制法の改正により、設置許可後の後続規制活動の報告が義務づけられるとともに、後続規制活動に対して原子力安全委員会が調査を行うことが可能となった。 <p>【安全審査指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全委員会が策定。